



# 保 育 料 に つ い て

## 算定方法

保育料は、児童の保護者（父母の場合は2人分、ひとり親の場合は父または母のみ）の町民税額（住民税（町県民税）＝町民税＋県民税）をもとに計算しています。町民税額と裏面の保育料徴収金基準額表とを照らし合わせて、該当する部分が保育料の月額になります。ただし、住宅ローン控除など適用しない税額控除があります。

町民税が決定してから保育料の算定が行われますので、年度途中（9月）に保育料の算定切替があります。算定切替前後で、もとにする町民税額の年度が異なります。

4～8月分・・・前年度 町民税額                      9～3月分・・・本年度 町民税額

※岩手町に転入してきた方など、1月1日現在で住民登録をしていた市町村から発行される『所得課税証明書』等の書類提出をお願いする場合があります。

また、ご家族の状況によっては税額をみる対象者が変わる場合があります。

《父または母が児童と別居している場合》

- ・ 単身赴任などの場合  
→別居している方も対象になります。
- ・ 離婚前提での別居の場合  
→特段の事情がない限り、離婚が成立するまで父母両方が対象となります。

《年度途中で離婚が成立した場合》

- ・ 離婚が成立し、別居した翌月からひとり親軽減の対象となります。  
(算定の対象者も変更になります。)

《事実婚の場合》

- ・ 児童扶養手当の該当からはずれた翌月から、ひとり親軽減の対象からはずれ、内縁の夫（妻）も保育料の算定対象となります。

《祖父母が算定対象になる場合》

- ・ 児童の父母が自営または農業経営している祖父または祖母の専従者になっている
- ・ 児童の父母の収入が生計を維持できないほど低く、祖父または祖父母の扶養になっている
  - ※ 世帯分離していても上記の場合は祖父母も算定対象になります。  
(祖父母と同居していない場合は、対象になりません。)
  - ※ 年度途中で祖父母と別居した場合は、別居した翌月から算定の対象者を変更します。

## 納付方法

納 付 書→ 納期限までに金融機関またはコンビニエンスストアで納付

口座振替→ 納期限前の毎月25日（土日祝日の場合は翌営業日）に申し込みのあった口座から引き落とし ※事前に申し込みが必要です。



# 保育料徴収金基準額表

(単位：円)

町		3歳未満児（3号認定）		3歳児（2号認定）		4歳以上児（2号認定）		国の基準金額										
階層	市町村民税課税状況	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間											
A	生活保護世帯	0						1	0円									
B	上記を除く 非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	2	【3歳未満】9,000円									
C1	市町村民税課税世帯 所得割課税額	均等割のみ課税		0	0	0	0	3	【3歳未満】 標準時間19,500円 短時間 19,300円									
C2		5,000 未満	8,100 (3,500)							8,000 (3,400)								
C3		5,000 以上 48,600 未満	9,300 (4,100)							9,100 (4,000)								
D1		48,600 以上 54,000 未満	10,500 (4,700)					10,300 (4,600)	0	0	0	0	4	【3歳未満】 標準時間30,000円 短時間 29,600円				
D21		54,000 以上 57,700 未満	11,000 (5,500)					10,800 (5,400)										
D22		57,700 以上 61,000 未満	12,300 (6,100)					12,100 (6,000)										
D31		61,000 以上 77,101 未満	13,500 (6,700)					13,200 (6,600)										
D32		77,101 以上 78,200 未満	13,500					13,200										
D4		78,200 以上 97,000 未満	15,800					15,500										
D5		97,000 以上 127,000 未満	17,600					17,300							5	0	0	0
D6		127,000 以上 149,000 未満	19,900					19,700										
D7		149,000 以上 169,000 未満	20,500					20,100										
D8		169,000 以上 249,000 未満	21,700					21,400					6	0	0	0	6	【3歳未満】 標準時間61,000円 短時間 60,100円
D9	249,000 以上 289,000 未満	24,700	24,300															
D10	289,000 以上 301,000 未満	25,900	25,400															
D11	301,000 以上 351,000 未満	27,000	26,500	7	0	0	0	7					【3歳未満】 標準時間80,000円 短時間 78,800円					
D12	351,000 以上 397,000 未満	33,400	32,900															
D13	397,000 以上	35,600	35,000	0	0	0	0	8	【3歳未満】 標準時間104,000円 短時間 102,400円									

【令和元年10月 幼児教育・保育無償化】 ※法令の改正等により変更となる場合があります。

3歳未満児（0～2歳児クラス）…非課税世帯は0円。

3～5歳児（3～5歳児クラス）…すべての児童0円。

【多子世帯の軽減】 通常世帯の場合

B階層に該当…世帯内の第1子は全額。第2子以降0円。

D21階層までに該当…世帯内の第1子は全額。第2子は半額、第3子以降0円。

D22階層以降に該当…保育所入所児童1人目は全額。2人目は半額。3人目以降0円。

【ひとり親家庭・在宅障害児（者）世帯の軽減】

D31階層までに該当…世帯内の第1子は図の下段()で示された金額、第2子以降の場合0円。

D32階層以降に該当…通常世帯と同様に算出。

【岩手町条例による減免】

世帯内第4子以降の児童(高校卒業前の子から数えて)であれば、全額無料。